志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第１０回定例教育委員会

１．招集年月日　　平成３０年１０月１６日（火）

１．開催年月日　　平成３０年１０月２３日（火）

１．開催場所　　志摩市役所４階４０５会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼教育総務課長　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９ | | 開会時間　１３時３０分  会議録署名委員の指名　　２番　　森　　委員  教育委員会　　平成３０年第９回定例会会議録の承認について  教育長報告  議案第４４号　平成３０年度志摩市海外留学応援奨学金特別奨学生の決定について  報告第５０号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について  報告第５１号　志摩市総合教育センター（仮称）設立に向けた途中経過について  報告第５２号　志摩市総合教育センター設置に関する例規（案）について  報告第５３号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用等について  その他協議・報告案件について  　　　①各課からの報告  　　　②その他  閉会時間　１６時００分 | | |
|  | |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  森委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  委員からの意見  教育長  各委員  委員からの意見  教育長  各委員  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  教育長  委員からの意見  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  委員からの意見  事務局  教育長  事務局  委員からの意見  委員からの意見  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  各委員  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  委員からの意見  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  委員からの意見  委員からの意見  教育長  委員からの意見  教育長  委員からの意見  教育長  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  委員からの意見  委員からの意見  教育長  委員からの意見  委員からの意見  教育長  委員からの意見  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長 | | 定刻となりました。ただいまより平成３０年第１０回定例教育委員会を始めます。  事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  **議　事　の　大　要**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。  会議録署名委員は、２番、森委員を指名します。よろしくお願いします。  はい、よろしくお願いします。  **平成３０年第９回定例会会議録の承認について**  日程第２に入ります。平成３０年第９回定例会会議録の承認について、御異議はありませんでしょうか。  （「異議ございません」の声あり）  異議なしと認めます。したがって、本会議録は承認されました。次に進めます。  **教育長報告**  日程第３、教育長報告をさせていただきます。  １ページをごらんください。そこに書いてあるとおりなのですが、９月２７日に志摩市の派遣職員の報告会、広島県の災害派遣時に職員２名が立候補されていかれました。１０月２日に総合教育センターの設立協議をしました。１０月４日には志摩の地域医療を守る、志摩市地域医療交流会です。ここに、広範に地域医療に携わる方々のみならず、それを支える方々、もちろん県、市の議員さん方も参集なさって、いろいろなことを決意表明なり、取り組みを報告し合うことで、気を新たにされたということでございます。県教育委員会への出張が、この時期になりますといよいよ人事が具体化してまいります。そのための条件づくりのために、行ったり来たりが非常にふえてきます。これからも県へ出向いていったり、県の担当者がやってきたり、そういうことがどんどんふえていくと思います。なかなか書きあらわせない部分が人事の関係でありますので、非公式の場合もあろうかと思います。１０月１１日に第１３回の志摩市障がい者福祉体育大会というのが、阿児アリーナで行われました。障がいがある人たちが集って、あるいは関係者が集いまして体育大会、玉入れをしたりとか玉転がしをしたりとか、一緒に汗を流す、そういう機会でした。１０月１２日には、志摩市の小学校陸上競技記録会がありました。例年どおり参観者も結構いらっしゃったわけですが、熱戦が繰り広げられていました。１０月１７日、志摩市の留学奨学生選考委員会で、志摩高等学校生の、オーストラリアに向けての選考が行われました。教育委員も選考委員として加わっていただきましたけど、後ほど発表があろうかと思います。１０月１８日、県の教育委員会の学力向上推進プロジェクトチームの課長を初め担当者２名の方がいらっしゃいました。  本年度の学力テストの結果が出ました。それについての指導を実際に受けました。この前に校長会でもお話しましたが、現状を分析しながら、なぜこうだったのかということを広範に、それも生活状況とクロスさせながら、今後に生かせてほしい、そういうお願いをさせていただきました。以前に相当厳しい文科省の調査官も３人来ていただきました。その際、直接的な指導や厳しい指摘を受けました。この辺、いよいよもって学力総体としての捉え方をしていかないとあかんのかと、そんなふうに思います。興味・関心や意欲・態度や教職員の集団性やら、あるいは管理職のリーダーシップやら、そういったことも大きな影響を及ぼすことであろうかと捉えて、校長会を通じまして、現場へ足を運びながらも、きちっと指導していきたいと思っています。それから補正予算、あるいは来年度当初予算の新規事業の聞き取りということで、前日教育長室でしっかりと話し合いをしました。１０月２２日真珠供養祭というのが毎年行われています。これは賢島の円山公園に慰霊塔がありますが、そこで全国の真珠業界、全国の真珠業に携わる方と三重県内、志摩市の方が集いまして、議員の方々もほとんど来ておられましたが、そんな中で供養祭が行われました。生き物のおかげで真珠がとれるわけですから、志摩産の真珠というのは非常によいという評価が海外的にも生まれているようです。大きな地場産業ですので、これからもどんどんそういう状態が発展的に続いていけばいいと思っています。それから１０月２２日に志摩市の中学生海外派遣事業報告会、委員の皆さん方も参加していただきました。びっくりしました。参加された方は一様に驚きがあったと思います。帰国前の彼らと帰国後の彼らの姿といったら物すごい違いがありました。彼らなりにカルチャーショックがあり、また生きる自信にもつながったのかと。志摩市に帰ってきたいと、一様に生徒の皆さん、そう言っていました。外から見る志摩市のすごさというのが、やっぱりわかったと思うんです。灯台もと暗しではなかなか見えない、外に出てふるさとのよさがわかる、そんなものかと思います。私たちの経験の中でもそうです。外から志摩市を眺めていただいて、郷土のすばらしさがよくわかると。自信があふれる彼らの姿というのは非常に印象的でした。豊かな体験や確かな行動が人を育てるんだと思いました。そういう場というのが、どんどんこれからも続けていけたらと思います。ここにいる幹部職員の皆さんも、チャンスがあれば行っていただいて、それでいろんな体験をなさるのも、自分を変えるいいチャンスにもつながるのかと、こんなふうに思いました。質問のある方は。よろしいですか。  （「はい」の声あり）  ないようですので、次へ進めます。  **議案第４４号　平成３０年度志摩市海外留学応援奨学金特別奨学生の決定について**  日程第４です。議案第４４号　平成３０年度志摩市海外留学応援奨学金特別奨学生の決定についてを議題とします。２ページにあります。議案第４４号について、事務局より机上の資料についての説明があります。  教育総務課です。よろしくお願いします。議案第４４号の案件について説明します。  資料につきましては、きょう机に海外留学特別奨学生書類評定集計表を置かせていただいていますので、そちらをあわせてごらんください。こちらにつきましては今年度の新規事業ということで、５月に一般奨学生９名を決定していただいております。そちらの方々につきましては、ことしの夏休みに皆さん無事に海外留学を終えて帰られてきている状況です。今回の特別奨学生につきましては、志摩高校が実施します志摩高校の在学生がオーストラリアに語学研修へ行くためにかかる費用の２分の１を市のほうから奨学金として給付するという事業でございます。志摩高校で今年の９月４日までの募集をかけまして、その中で１０名の方の応募がありました。その１０名につきましては志摩高校の中での選考を済ませて、志摩市の留学金の申請を１０名の方、皆さん合格されて志摩市の奨学金へ応募いただきました。それで、その１０名の方につきまして１０月１７日に選考委員会を開催しまして、選考委員の皆さんに書類での選考をしていただきました。志望動機とか４項目について、作文していただいた内容についての選考ということで、当日は８名の面接員で満点が８００点になるという状況の中で、獲得点数が４割に満たない場合は不合格ですという条件のもと、選考していただいた結果、こちらの集計表のとおり皆さん４割、３２０点以上の点数を取っていられるということで、選考委員会としては皆さん合格とさせていただきました。本日、教育委員会の中で、この１０名の方についての決定をお願いするところでございます。ただし、今年度の当初予算額３００万に対しまして、一般奨学生９名で２１５万４，０００円を使っているような状況ですので、今回この１０名について、１人１５万円ですので、１５０万円かかるんですけど、６５万４，０００円オーバーするという状況にありますので、１２月の補正予算に上げさせていただいて、皆さんに行っていただけるように取り組んで考えております。そういう形で、今日この１０名の方についての決定をよろしくお願いしたいと思います。以上です。  質問はございますか。１０人とも合格点に達しておったということで、選考委員会としては１０名とも認めたということでございます。  よろしいでしょうか。  （「はい」の声あり）  質疑がないようです。では採決に移ります。  議案第４４号について、承認される方は挙手を求めます。  （挙手全員）  全員挙手ということで、議案第４４号は可決されました。  **報告第５０号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について**  日程第５、報告第５０号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果についてを議題とします。  資料をごらんください。報告第５０号についてということで、事務局から説明を求めます。  学校教育課副参事です。平成３０年９月３日から９月１４日の期間に実施しました平成３０年度、２回目の「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」の結果について御報告いたします。  資料をお開きください。今回の調査に当たりましては、前回の調査結果を報告させていただいた部分で御指摘いただいたように、児童生徒の回答する時間をしっかり保証するということ。それからいじめを訴えやすい環境をつくることということについて、再度各校に周知させていただいた上で調査を行いました。今回の調査におけるいじめの認知件数は小学校が２件、中学校２件の合計４件でございました。なお、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考える事案はありません。いじめの態様につきましてですけども、悪口や嫌なことを言われるとか、軽く叩かれたり蹴られたりするというものが挙げられております。具体的な概要につきましては、小学校の２件につきましては嫌なことを言われた。それから体形のことをからかわれた、の２件になります。それから中学校の２件につきましては、同級生から小突かれた。それから部活を休んだら悪口を言われたという報告が上がっておりました。今回認知された事案につきましては、各学校において児童生徒の思いを丁寧に聞き取るなど、適切な対応をしてもらっておりますけども、継続的に観察・支援を行うようにお願いしております。なお、いじめが解消されているかどうかということにつきましては３カ月継続観察した上で判断するということになっておりますので、今回認知された４件につきましては、現段階では解消に向けて取り組み中ということになります。  今回の調査結果を受けまして、以下の取り組みを継続していく必要があると考えております。まず１点目として、今後も実態把握のための調査を実施して、いじめ等の早期発見、早期解決のための取り組みを継続していくということ。２点目、学校及び関係機関、これもこども家庭課であるとか児童相談所等々と円滑な連携や情報共有を行っていく。それから３点目としまして、学校が子どもの発するわずかなサインとか、わずかな変化等を見逃さない、見落とさないために、教育相談体制の構築のためにも、各学校の実情に応じた指導・助言を行っていきたいと思っております。それから最後４点目です。今年度、これまでに報告のあった解決していない事案については、引き続き取り組みの状況を把握していくようにしていきます。  それで今年度、先ほど言いました３カ月継続観察した上で解消したというものもあるわけですけども、そこに至っていないものとしまして、１０月１９日現在で小学校が報告数９件のうち６件がまだ継続指導中であります。中学校は８件報告がありまして、そのうち３件が継続指導中ということであります。以上です。  説明がありましたけども、質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  （「はい」の声あり）  私から１点。継続指導中とかお話がありましたけれども、それは具体的に述べよというのは、なかなか難しいことだとは思うんですが、今までも、昨年度までも継続的に、対象は違うわけでしょうけど、継続的な指導というのは当然なされているんです。簡単に解決が至らないというのは、いじめの深刻なところだとは思うんですが、それはもう昨年度から続いていることですか。  はい。件数の中で、先ほど言わせていただいたように、昨年度まで当人同士が謝って、一旦終わったらもう解決するみたいなように報告をしていた事例もたくさんありましたので、いや、そうじゃなくて、一旦終息したかもしれないけども、その後の様子もちゃんと見て、いじめが本当に解消されたかどうか、少なくとも３カ月は継続して、ちゃんと見ていきなさいという県の指導もありまして、その中で今まだ報告いただいて３カ月もたっていないものがほとんどなんですけども、それが小学校が６件と中学校が３件あるということです。その中で特にその後、新たに１回終息したけど、またもう一回何か起こったというような報告は、同じ当事者同士で起こったという報告は今のところございません。  どうですか。３カ月のスパンで県教委のほうも様子を見なさいという話やね。簡単に解決するような問題じゃない。転校を余儀なくされてしまうという子どももかつてはいたわけです。転校して非常に元気を取り戻し、活躍し、卒業していった。そういう好例もあるわけです。よっぽど深刻な例やったと思います。そうならないうちに、未然の取り組みというのが大事になるのかと思います。委員の方、よろしいですか。  （「はい」の声あり）  それでは、報告による質疑はないようですので、報告第５０号については承認されました。  **報告第５１号　志摩市総合教育センター（仮称）設立に向けた途中経過について**  日程第６へ進めます。  報告第５１号　志摩市総合教育センター（仮称）設立に向けた途中経過についてを議題とします。資料をごらんください。報告第５１号について、事務局から説明をいたします。  学校教育課です。  別紙の当日資料をごらんいただきたいと思います。報告第５１号について報告させていただきます。志摩市総合教育センター設立に向けては、本年度はこれまで３回準備委員会を開催してきました。各回の内容につきましては、これまで志摩の教育でお伝えしてきたところですが、設立に向けましては１２月議会におきまして設置条例を上程し、議決を得なければなりません。それに先立ちまして１１月１９日開催の議会全員協議会にて途中経過ということで、本日準備させていただきました資料をもとにしまして説明させていただきたいと考えております。定例教育委員会におきましても事前に報告の必要があると考えまして、本日はお時間をとっていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。それでは資料について説明させていただきます。資料の１ページ目、センターの全体構想となっております。基本方針を中心にしまして根拠法令等、主な連携機関を記載させていただきました。基本方針につきましては、昨年度の設置運営方針案をもとに整理させていただきまして、今回このようにまとめさせていただいております。基本方針ですけども、志摩市総合教育センターは志摩市教育推進計画（第１期）の基本目標である「子ども一人一人を大切にする教育」「ふるさとを誇ることができる教育」「『生きる力』にあふれ、豊かな人間性を育む教育」「時代に対応する教育」の実現を目指し、「子どもの育ちに関すること」「子どもの教育に関すること」の２つの事業を多角的に捉え、先進的で総合的な取り組みを進める教育の中核機関として運営を行っていきます。そのために専門的なスタッフを配置し、「教育相談」「教職員研修」「教育に関する調査・研究」「教育に関する資料収集・管理」の４つの機能の充実に向け、組織が一丸となって取り組みますといった基本方針に基づいて構想を立てております。センターの組織ですけども、図のように示させていただいております。設置運営方針案の中では子ども支援センター、それから教育支援センターというように、センターという言葉を使ってきたのですが、総合教育センターを含めまして建物が３つあるというような印象が受けられるという御指摘もいただきましたので、担当する部署が２つあるという意味でチームという言葉に変えさせていただきました。また相談業務という言い方も、これまで使ってきたのですけども、業務という言い方に違和感があるのではないか、また相談というと相談内容について間口が広くなるということもありますので、児童生徒の教育に関することの相談を中心に行っていくという趣旨から、教育相談という言い方に変更させていただいております。  次に２ページ目ですけども、職員配置が書いてあります。センター内の職員の配置は１３名です。設置運営方針案では指導員の中に、ことばの教室指導員が入っており、１５名として計画してまいりました。ことばの教室につきましては、現在磯部小学校と東海小学校に教室がありまして、指導員も当該学校の一職員として校務分掌を担っております。このことから考えますと、センター職員としてセンターの所属として動くということが難しいということですので、センター内の職員として位置づけはせず、連携をとっていくというスタイルでとっていきたいということです。それぞれの職員の業務内容につきましては、ここに記載させていただいたとおりです。教育相談員につきましては３名としておりまして、相談員Ａにつきましては特別支援教育に関すること。相談員Ｂにつきましては不登校児童生徒、生徒指導に関すること。相談員Ｃにつきましては教職員に関することと、それぞれ今、３つの役割を分担して持つこととしております。相談員Ｃがリーダーとなり、相談内容の統括を行っていきます。  次に事業計画ですけども、３ページ目をごらんください。１の教育相談についてですが、これは子ども支援チームが担当いたします。①の事業方針及び概要ですけども、子どもや保護者は学校と信頼関係をしっかりと築いていかなければなりません。そのサポートをする場所がセンターということです。そのことを一番に考えまして、ａでは学校における教育相談体制への支援を行うこととしております。相談員３名が学校や教育委員会事務局と連携しながら、さまざまな不安や悩みなどの課題を持つ子どもに対し、支援のあり方を学校とともに考えて、適切な支援を行っていきます。ｂの教育相談総合窓口を開設するということにつきましては、学校と子どもや保護者がしっかりとつながっていくことは、とても大切なことです。しかしさまざまな課題について学校と違う方が対応することで、課題解決に向けて違った視点からの展開が見つけられたりすることもあるというようなことから、学校とは立場の違う話しやすい環境を構築するために、教育相談窓口を位置づけております。相談員が輪番で常駐し、来所相談や電話相談に対応します。相談の実際ですが、相談員が記載させていただきましたような時間帯で、輪番で待機して相談者に対応していきます。  次に４ページですけども、こちらが教育相談総合窓口相談体制になっております。相談窓口を開設したとしましても、相談者が学校以外でどこに、どのような形で思いを伝えるのかがわかりません。どこに話が来ても、まずは対応した者がしっかりとその思いを受けとめることを第一にしています。教育委員会事務局とセンターは常に情報共有を行いまして、支援のあり方を協議して共有します。また子どもと学校をつなぐことを第一に考えて、動く姿勢を大切にします。そのイメージを図にあらわしたものでございます。臨床心理士によりまして、これまで部外教室で行っていました相談につきましては、この相談機能をそのまま踏襲しまして、回数をふやして対応していくこととします。ｃの志摩ふれあい教室の充実を図るものにつきましては、ふれあい教室をセンター内に移転し、志摩市適応指導教室実施要項に基づきまして、安心して活動ができる環境設定を行い、活動の充実を図っていきます。また当初事務局としましては、子どもたちの通級を支援するということで、定期的に巡回バスを走らせることで検討してまいりました。しかし子どもたちの状況を見たときに、子どもたち一人一人の通級時間や通級頻度にばらつきがありますので、定期的なバスの運行では子どもたちへの対応は難しいものと思われます。そのことから子どもの状況に合わせた送迎方法を採る必要があります。そこで現在スクールバスを利用しまして、対象のお子さんの時間に合わせた送迎を検討しております。これは前日までに、いつ何時にどこの場所へと予約してもらいまして、その時間帯に乗車してもらうというものであります。予算としましては、後で出てくるんですけども、１００回分を見込んでおります。続いてｄの学童期における発達支援教室ですが、社会性や行動面に関して困りごとに多く直面する子どもたちが、よりよい学校生活を送るための手だてを模索し、それらを家庭や学校現場と情報共有しながら、具体的な支援のあり方を探るといったものです。実施に当たりましては、就学前の子どもたちに対して行っている発達支援教室との連携を図りまして、途切れのない支援を行うことができるようにしたいと考えています。設置運営方針案には記載させていただいておりませんでしたけども、検討を進めていく中で、発達支援教室を実施することで保護者の方々にとっても相談の場をつくることができたり、教職員が特別支援について学ぶ場を設けることができたりと、相談、研修といったセンターの大きな役割をここで果たすことができると考えて、センターの事業の１つとして、この発達支援教室を位置づけました。  次に５ページのほうのｅの教職員の児童生徒への指導法についての支援を行うということですが、学校経営や教科指導について不安や悩みを抱える教職員への支援をしていくというようなものです。  続いて（２）教職員研修です。①の事業方針及び概要ですが、要点のほうを説明させていただきます。ａで教職員のスキルアップを目指す。ｂで教職員の学びたいという思いに応える。ｃで特別支援教育については保護者との連携を大切にする。ｄで教職員の負担軽減の視点を持つ。ｅのほうに三重県内教育研究所連絡協議会と連携する。ｆで県教育委員会の研修計画の趣旨に沿った研修講座の構築を行うという、こういった方針に基づきまして、研修講座を開設していきたいと考えております。７ページですけども、その研修講座のＡ、重点研修の部分ですけども、教職員のスキルアップを目指す研修としまして、小学校英語を重点研修として位置づけております。先生方を集めて行う従来型の集合研修を１回、全ての小学校で講師が出向いて出前授業を行い、校内研修を実施するといった研修を７回実施する計画です。先生方が勤務校で勤務時間内に受けたい研修を受けることができまして、学びたいという思いや、勤務時間縮減等の動きに配慮した研修としております。Ｂ、教科・領域別研修、それから次のページのＣの教育課題別研修ですが、これらのほとんどが、これまで教育委員会事務局が行ってきた研修です。センターの研修として位置づけております。これらの研修の中で特徴のあるものとしましてはサテライト研修です。先生方の学びたいといった思いに応える研修として、校内研修等に呼びたい講師がいる場合に、その支援をするというものでございます。詳細については、ここのサテライト研修１から５と書いてありますけども、記載させていただいているとおりです。また特別支援教育のほうですけど、８ページのものです。Ｃの研修の中ですけども、こちらは子どもたちのために実施します発達支援教室の中で、活動する子どもたちの様子を見て指導法を学んだり、保護者同士の話し合いの場を持ったりすることで、保護者や教職員を対象としまして実施するものとして位置づけております。Ｄの出前事業ですけども、記載のとおりなんですけども、郷土の歴史や安乗人形芝居体験教室については、生涯学習スポーツ課と連携しながら行っていきたいと考えております。次に９ページのほうに、教育に関する調査・研究を記載させていただいております。１番の事業方針及び概要ですけども、ａ、小学校段階におけるプログラミングに関する学習活動のあり方について重点的に研究を行うということで、学習指導要領に基づいたプログラミング学習のあり方を研究したり、教材等をセンターが準備し、貸し出したり、出前授業を行ったりして実践的な研究を行っていきます。ｂのＩＣＴ機器の効果的な活用方法について研究するということにつきましては、機器を扱う授業の際に支援に入ったり、環境整備の支援を行ったりすることが中心となります。ｃの学力についての研究、それからｄの体力についての研究は、教育委員会事務局と連携しながら分析・検討を行っていくことになります。ｅの郷土学習につきましては、社会科副読本の編集作業が中心になる活動であります。それから１０ページですけども、教育に関する資料収集・管理は記載のとおりでございますけども、保管する資料につきまして選定基準を設けまして、閲覧室で自由に閲覧できるような環境を整えていくということで考えております。次にこの１１ページの施設概要のほうですけども、図面をごらんいただきたいと思いますが、設置運営方針案でお示しさせていただいたときのものと大きな変更はございません。レイアウトが描いてあるので、イメージもつかんでいただきやすいかと思います。続いて１２ページですけども、こちらのほうは運営予算を記載させていただいております。予算総額を７，２８６万円と見積もっております。センターの職員にかかる経費、事業費、施設管理費に分けて記載してありますけども、センターの職員にかかる経費ですが、①センター長、②教育相談員、③情報教育支援員につきましては、市の臨時職員ですけども、その中でセンター長につきましては組織の長ということであり、対外的な対応、それから組織運営のマネジメント等の重要な役割を担うということもありますので、他の臨時職員とは差をつけて考えさせていただいております。職員にかかる経費のうち、この１、２、３の経費の合計が１，０４５万５，０００円となっておりまして、新たに発生するセンター職員にかかる経費となります。事業費ですけども、①教育研修事業費については、例えば県教育委員会の職員を講師に招聘する場合など、謝礼や費用弁償の要らない方も見えますので、そういったことも講師の方の招聘計画に入れながら、必要な分の予算ということで計上しております。②の適応指導教室事業につきましては、この中で臨床心理士の経費につきまして、高まる相談ニーズや教職員への相談に対応するために、相談回数について従来、志摩ふれあい教室で行ってきた回数よりも月１回、それからまた１回の時間につきましても１時間多く設定させていただいております。③の教育調査研究事業につきましては、プログラミング学習に関する貸し出し用の教材の準備に必要な予算を計上させていただいております。続きまして１４ページのほうですけども、施設管理費につきましてはセンター運営委員会の委員報酬や、それからセンター施設の管理運営に必要な経費を記載させていただいております。運営予算につきましては予算総額約７，２８６万円ですが、先ほどのセンター職員にかかる経費と新たに発生する市負担運営予算につきましては、一番下にあるんですけども、１，６４６万９，０００円と見込んでおります。予算の全体図はこんな感じでございます。続いて６の資料ですけども、設立に関する保護者あての周知文というのを作成しまして、本年度中に保護者向けに案内を出す予定でいます。当初１０月の予定をしておったんですけども、議会全員協議会で説明した後のほうがよいのではないかということで、１２月とさせていただきました。内容につきましては、詳細がまだ確定しているわけではないという段階での周知になりますので、そんな中ですけども、総合教育センターについてできるだけわかりやすく伝えることができますように、このような内容でさせていただいております。ちょっと全体にわたって長くなってしまったんですけども、志摩総合教育センターに向けた途中経過ということで報告させていただきます。以上です。  説明をお願いしたら相当長いですので、区切っていきましょうか。  １、２ページの中で、御質問があればお出しください。全体構想、志摩市教育推進計画の中にあらわれているのが４点です。子ども一人一人を大切にする教育の推進、それからふるさとを誇ることができる教育の推進、「生きる力」にあふれ豊かな人間性を育む教育、時代に対応する教育の実現を目指すという中で、子どもの育ちに関すること、子どもの教育に関することを多角的に捉え、先進的で総合的な取り組みを進める教育の中核機関としての運営を担うというのが基本方針になっています。  １、２ページに関しまして、何かございませんか。  臨床心理士は今までも来ていただいていると思うんですけども、市外部委託職員となっていますけども、この場合も、どの方をとかいうのを決めていらっしゃるのでしょうか。  現在は志摩ふれあい教室のほうで来ていただいている方が見えるんですけども、人選というわけではなんですけれども、そういったあたりで同じような対応でいきたいと考えております。  わかりました、ありがとうございます。それと、主な連携機関とあります。連携機関ということで、１ページの三重県内教育研究所連絡協議会というのは、ずっとある組織なのですか。  県内の各市町の連絡協議会という、それをまとまったような協議会になっておりまして、これは以前から。  以前からずっとあるということですね。  はい。  ありがとうございます。  よろしいですか。  はい。  ３ページに行きましょうか、皆さん。  （「はい」の声あり）  ３ページの連携機関の図をみると、教育委員会事務局、総合教育センターが連携となっています。教育委員会内組織として総合教育センターが位置づけされているとしたら、表記上どうでしょうか。逆に言えば、こちらの１ページのほうには市長部局のところで教育委員会を抜いてあるから、その辺の整合性をとっていただいたほうがいいのではないかと思いますが、どうでしょうか。  学校教育課の中にセンターが位置づけられているのに、連携は当然ですよね。  （「はい」の声あり）  相談者のところの矢印というのは、１３人の総合教育センターの中の人だけではなく、学校とかへ行った場合、その第一次で聞いた人がしっかり対応するということとは違うんですか。  この教育相談総合窓口ということで、この図はできております。  ですからこの図でいくと、教育委員会の事務局もですね。  この図でいきますと、総合教育センターと市役所内部の教育委員会事務局の２つということです。  その中で、まず電話をとった者がしっかりと聞くという、安易な聞き方じゃなくて、対応をしっかりするという意味合いを込めて表現をしておると思うんですけども、そこがちょっと誤解を招くようなところがもしあるのであれば、ちょっとここを直す必要もあるかと思います。  意味合いが、その話の内容を聞いて次につなげていくという部分の中でのしっかりという話なんですよね。  そうです。  もう全て最初からしっかり聞く、内容に踏み込んで聞くのではなくて、こういう内容ですねということで、次へつなげていくという話かと思います。もし残すのでしたら、しっかりと話を聞くという、それで意味合いが通ると思いますが、どうですか。  よく考えると、当たり前のことですけど。しっかりと聞くということは。  一番初めに電話をとった人ではなく、まずは最初にその件について対応した人が、しっかり話を聞くんやったら、両方でも聞けます。例えば今事務局が言われたように。  いろんなケースがありますから。  センター長がとって、それやったらということで、次の専門に相談に応じる者がしっかりと聞けばいいわけですから。  万が一、センター長１人しかいない場合というのは、センター長がしっかり聞くと。  そうですね。  はい。その場で安易に聞くのではなくて、しっかり聞いてあげるというような、いろんなケースはあるにはありますけど。ちょっとここを検討させてください。  ほか、よろしいか。３ページから８ページまでの間で。何か言いたいことがあったら。  ８ページの教育課題別研修とありますが、事務職員の研修、養護教諭の研修、就学前教育と、この３つの研修がありますけども、ここに事務職員の意向を聞いて実施、養護教員の意向を聞いて実施、園長会の意向を聞いて実施となっております。このセンターの目指す専門性の向上の研修という表現のほうがいいのではとおもいますが、いかがでしょうか。  ちょっと誤解されるのがありますね。意向を聞いて実施というと、主体性はどこにあるのかという部分があるので、先ほどの表記のように、例えば養護教諭の専門性の向上を目指した講座みたいな形にしたほうがいいのではないでしょうか。意向を聞いてというと、両方ともにとれるもので、ちょっと表記を検討してください。  そうですね。  活字になったときに、この３点だけの表示が主体性という点で、ちょっとどうかと思いましたので、よろしくお願いします。  こちらの主体性だと思います。こうしていきたいという強い思いを出していくべきですね。当然だと思います。就学前についても、研修がなかなかできない状況があるわけです。受けたいという先生方はいても、今の状況ではやっぱりあかんのですね。そのあたりもきっちり捉えながら、では、どういう方式で、どんな内容のものをやるべきかは主体的に、教育委員会事務局が考えていくことでしょう。きちっと実態把握をしながらやっていく、そういう主体性が求められています。ほかのとこどうぞ。  意向を聞いて、どういう研修をしていくといいのか、内容がここに出てくる話かと。またよろしくお願いします。  はい。  この講座構築に当たっては、我々が必要を感じて、この講座をこういうふうにつくっていきたい強い思いがあります。  はい。おっしゃるとおり、主体的にというところが大切かと思います。教員の方にも、できるだけ多くの方に参加してもらうという必要性もありますので、表記上はこういうふうにさせてもらったとこもあるんですけど、言われたあたりをもう一度、しっかり伝わるように直させていただきたいと思います。  そういう意味では、センターとの講座も見ながら重複しない、しかし志摩市にとって一番ここが大事だという部分を出す。あんまりたくさんできない状況の中で、本当に中心になる、重点的な課題を踏まえた講座内容にしていただきたい。センターの売りにもなってくるものを御検討いただいて、ここの講座についてはこういう意図があるという部分を出していただければと思います。  なんとかやりくりしてでも出たいと言われるようなものを。今の状態をいうと、かなりその研修へ出るのが難しいような勤務の状態等があるみたいですから、そこも考えて、この研修はやってほしい、と望まれるものをつくっていくことが大事だと思います。  はい。  ９ページから１４ページまでで何かございませんか。センター長は、よろしいですか。  議会とのこれからの予算折衝もあろうかと思いますが、職責の重さからいったら、この金額は非常に低いですよね。  予定では、あくまでも臨時職員という形で予定しています。  他市でも臨時職員になっているところがあります。  センター長は臨時職員でいいのか。嘱託職員にできないのか。  はい。その費用対効果という面で、最小限度の財源で最大の効果を得ると、両方を目指すようなところを考えるので。  財政事情の中で、もう抑えられるのは人件費しかないというようなところもわかります。  一定年数を気持ちよくやっていただくことが大事だと思うんです。なかなか制度の壁や規則の壁があるとするならば仕方ないわけですね。ということで、全体を通しましてしっかりと検討していただきました。  （「はい」の声あり）  **報告第５２号　志摩市総合教育センター設置に関する例規（案）について**  それでは、報告第５２号に入りたいと思います。日程第７です。  志摩市総合教育センター設置に関する例規（案）についてを議題とします。  報告第５２号について事務局から説明を求めます。  学校教育課です。  志摩市総合教育センター設置に関する例規（案）についてということで説明させていただきます。  総合教育センターの設立にかかわっては、記載させていただきましたとおり、条例を初め８つの例規について整備が必要となっております。  ①の設置条例の案と、⑧の志摩市委員会の委員と報酬及び費用弁償に関する条例（案）につきましては、議会で議決を得る必要があるということでございますので、それ以外につきましては、ほかの規則等については議会の承認は必要がございませんけども、条例を含めまして１０月３１日に開催されます法令審査委員会にて審査いただき、次回の定例教育委員会のほうで承認いただくというような流れで進めてまいりたいと思います。  なお、条例につきましては１２月の議会上程ということで、議案提出資料の提出期限の関係があって、定例教育委員会で承認前の提出ということになってしまいますので、本日を工夫させていただきまして、法令審査委員会で指摘がありましたら、その分を修整させていただきまして提出させていただくということを御了承いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。  それでは内容について説明させていただきます。まず①の志摩市総合教育センター設置条例（案）ですけども、これにつきましてはセンターの設置を定めるものでございます。  第１条で設置、それから第２条で名称及び位置について、第３条ではセンター事業につきまして書いてあります。第４条では管理、第５条で職員、第６条では開館時間、第７条に休館日、第８条には委任についてということで記載されております。次に②の志摩市総合教育センター設置条例施行規則（案）ですけども、これにつきましては、先ほど設置条例の第８条の規定に基づきまして、センターの運営に必要な事項を定めております。  第２条で条例第５条に規定する、その他必要な職員について、また第４条では運営委員会の設置について記載してございます。  設置条例や設置条例規則につきましては、施設を設置する際に必要なものということで、本市の他の施設とか、あと他の市町のものを参考にさせていただいております。次に③の志摩市総合教育センター運営委員会運営要綱（案）ですけども、これにつきましては設置条例規則第３条の規定に基づきまして、センターの運営に関して、第三者の立場で審議していただく機関としての必要な事項について定めさせていただいております。  委員につきましては、第３条、１０人以内で組織し、教育委員会が委嘱するとなっております。④の志摩市適応指導教室実施要項（案）ですけども、これにつきましては、これまで志摩市教育支援センター設置要綱に基づきまして、ふれあい教室の活動を行ってきましたけども、今度、総合教育センター内で活動するということになりますので、これらまでのものを廃止しまして、内容を踏襲して実施要綱という形で新たに制定するというものでございます。この要綱とページをめくっていただくと、それに伴う様式をつけさせていただいております。⑤ですけども、１９ページになります。志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則（案）ですけども、こちらは総合教育センターの設置に当たりまして、学校教育課に総合教育センターを位置づける。そして総合教育センター管理係を置くということで、書かせていただいております。事務分掌についても記載させていただいております。それから⑥も志摩市教育委員会公印規則（案）ですけども、ページを飛んでいただきまして２５ページになります。  こちらについては志摩市教育支援センター、今までの教育支援センターの委員を施設の廃止に伴いなくしまして、志摩市総合教育センター長の委員を追加するという改正でございます。次が⑦の臨時的任用職員の取り扱いに関する規則（案）ですけども、これにつきましては、臨時的任用職員の給与、身分の取り扱い等に関し、必要な事項を定めた規則となっておりまして、総合教育センターの職員であります総合教育センター教育相談員と、それから教育総合センター長をこの中に追記するものでございます。もう１つ、総合教育センター情報教育支援員についても同じく追記するものでございます。それで最後に⑧の志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（案）ですけども、３１ページ⑧です。これについては運営委員会の委員に係る報酬、費用弁償のほうをここで追記させていただいております。以上がこの関連する例規関係の説明でございます。  例規関係につきまして、事務局から説明がありましたけれども、質疑はございませんか。  （「はい」の声あり）  では報告第５２号につきましては以上にします。  **報告第５３号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用等について**  それでは日程第８、報告第５３号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用等についてを議題とします。  資料をごらんください。報告第５３号について、事務局のほうから説明があります。  失礼します。生涯学習スポーツ課です。  報告第５３号の志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用等について報告させていただきます。資料につきましては３４ページをお開きください。本報告は学校再編成による施設所管替えと、夜間照明に関する問題について、志摩市スポーツ推進審議会条例第２条、第３条の３号の規定に基づき、志摩市スポーツ推進審議会に諮問させていただくというものでございます。なお、内容につきましては国府小学校のグラウンド、そして甲賀小学校のグラウンドに設置されております夜間照明の部分であり、校舎の解体により、一部夜間照明が校舎に設置されていることによる夜間照明の利用を検討することを目的としています。現在校舎のほうに１基照明器具がついているんですけども、今回校舎を解体することにより、その１基がなくなってしまう。ここのグラウンドをこのままナイター照明も復旧するかということにつきまして、審議会のほうに諮問させていただくということで、御相談させていただくということが１点目でございます。２点目は学校施設として開放していただいておりますグラウンドの中で、テニスコートを有している学校、磯部中学校、東海中学校におきまして、今まではクラブ活動により利用できなかった施設が利用できるようになってまいりましたということで、クラブ活動の日数の制限によりグラウンドがあいてきておるということで、住民さんのほうからグラウンドを借りたいということの御相談がありまして、今回挙げさせていただくんですが、現在賢島スポーツガーデンや磯部ふれあい公園、阿児文化公園などの有料テニスコートを昼間利用させているという施設がありますので、学校体育施設の昼間を無料で開放するということは、問題が起きないかどうかということの御相談に乗っていただくということでございます。ただし有料で運営していただいている施設におきましては、人工芝でナイターも利用できるというような状況でございますので、必ずしも同じかということでありますと、違うのでありますが、確認の中で御相談に乗っていただこうと考えております。余談ではありますが、今回のように疑義が生じた場合には関係機関と連絡を取り合いながら、結果を社会教育委員さんであったり今回のスポーツ推進審議会さんであったりというところに、いろいろ相談を持ちかけて、いろんなお知恵を拝借しながら、そちらでいろんなことを教えていただいたことをまたこちらの教育委員会のほうに御報告しながら進めてまいりたいということの提言であります。今回のことにつきましては、この２点の質問をさせていただくという御報告でございます。報告は以上となります。  志摩市スポーツ推進審議会への諮問ということで、学校施設について夜間照明について諮問するということでございます。  ということで説明がありましたけども、質疑はございませんか。  諮問していただけるんですね。  はい、そうでございます。  よろしいですか。  （「はい」の声あり）  質疑はほかにないようですので、報告第５３号については承認をされました。  **その他協議・報告案件について　①各課からの報告　②その他**  日程第９に移ります。その他協議・案件について、各課からの報告を求めます。教育総務課から順番に報告してください。  教育総務課です。資料をごらんください。教育総務課１０月２４日から１１月２０日の予定です。１１月１日に三重の教育談義ということで、教育委員の皆さん、三重県総合文化センターのほうへ行っていただくということになっております。集合時間等の詳細は、また御連絡させていただきます。あと１１月２０日に教育委員会の第１１回定例会を４０５会議室で行う予定をしております。あと期日がちょっとずれますけど、１１月２１日に志摩のふるさと給食及び生産者交流会ということで開催されます。毎年度教育委員の皆さん、給食センターで喫食していただいておるんですけど、今年度は大王小学校で生産者交流会を実施しております。よろしければそちらのほうもぜひごらんいただきたいと思いますので、大王小学校のほうで給食をとっていただければと思っておりますので、また御確認を後ほどさせていただきたいと思います。あと、まだ未定ですのでこちらには記載されてないんですが、先般御案内させていただきましたように、三重大学の推薦入試の地域推薦の面接を１１月２１日に行う予定を今進めておりますので、また面接員の出席、よろしくお願いしたいと思います。教育総務課は以上です。  続いてどうぞ。  学校教育課です。１０月２３日火曜日、本日ですけども１５時３０分から、しま人権フォーラムの作文選考委員会のほうが３０１、３０２会議室で現在行っております。それから１０月２５日木曜日ですけども１３時から就学時健診、健康診断で浜島小学校、浜島生涯学習センターのほうで行われます。同じ日に就学時健診、志摩小学校ですけども、志摩文化会館のほうで実施いたします。１０月２６日金曜日、１３時４０分から東海中学校の研究発表会ということで、東海中学校で行われます、委員の皆様も出席をお願いしたいと思います。１０月２９日月曜日１時から、三重県学校保健安全研究大会実行委員会、阿児アリーナで開催されます。１１月１日就学時健康診断ですけども、１３時から東海小学校を対象に、市立図書館で実施されます。１１月２日金曜日ですけども、１３時１５分から磯部小学校研究発表会が行われます。こちらについても、またよろしければ御出席いただければと思いますので、よろしくお願いします。１１月８日木曜日１３時から就学時健康診断、大王小学校対象ですけども、大王中央公民館のほうで実施いたします。１１月９日金曜日９時半から２時という、済みません、これにつきましてはちょっと掲載させてもらったんですけども、都合により中止となりましたので、省かせていただきます。１１月１５日木曜日９時４５分から１５時１５分、三重県学校保健安全研究大会のほうが阿児アリーナのほうで開催されます。１１月１７から１８日、土日ですけども、全国人権・同和教育研究大会、滋賀県大津市のほうで開催されます。１１月２０日火曜日１３時３０分から、鳥羽・志摩人権教育実践交流会、大王中学校区ということで、大王小学校、大王中学校のほうで開催されますので、また御出席いただければと思います。以上です。  御苦労さまです。  続きまして、生涯学習スポーツ課の報告をさせていただきます。  １０月２３日火曜日、本日なんですが、１８時よりねんりんピック富山２０１８壮行会ということで、グラウンドゴルフの壮行会が庁議室で開催されます。続きまして１１月３日から平成３１年１月３０日まで、志摩市歴史民俗資料館のほうで、絵図と道中記で辿る「志摩への旅」展というのが９時半から午後６時までということで開催されます。１１月９日金曜日なんですが、午後６時から８時半までということで、ＮＨＫ全国放送公開番組「真打ち共演」公開録音が阿児アリーナで開催されます。１１月１１日、それと翌週の１１月１８日の予定で、日曜日なんですが午前８時半から、スポ少軟式野球大会第１１回志摩市長杯が磯部ふれあい公園で開催されます。１１月１３日火曜日、午後１時３０分から、つるかめ大学１１月講座としまして「寄席」が行われます。こちらにつきまして会場のほうは浜島生涯学習センター大研修室で行われます。１１月１８日、日曜日、午後２時から午後４時までということで、白子高等学校吹奏楽部コンサートが阿児アリーナで開催されます。チケットのほうは、もう既に完売させていただいております。報告は以上でございます。  以上、各課から報告していただきました。質疑がありましたらどうぞ。  学校教育課長、人権、中点を入れておいて。人権・同和教育と。  はい。ここですね。  人権と同和という言葉が教育に係る。人権・同和と。  はい。  ほか、よろしいでしょうか。ふるさと給食のメニューは何ですか。  ふるさと給食で、かつおぶしのだしを使った料理というので、波切のかつおぶし業者さんに学校へ来ていただいて、生産者交流会を行うということで、かつおぶしについての説明というか、お話をしていただくという予定をしております。  以上です。  いいことです。ぜひとも、委員さん方もふるさと給食をいただいてください。私もいくつもりです。  今回は大王小学校で。  生産者交流会もごらんいただいてということで、よろしくお願いしたいと思います。よろしいですか。  （「はい」の声あり）  では次へ進みます。  ここまでで何かないか。報告事項がありますので、何か報告事項はございませんでしょうか。学校教育課長。  第３回の準備委員会の報告ということで、志摩の教育第６号、このように書かせていただいております。９月１７日に第３回設立準備委員会を開催させていただきまして、その協議内容をここにまとめたわけですけども、１つ目としましては設置条例案等、設立に向けて整備していかなければならない条例規則なども、例規関係についてのものが書いてあります。それから２つ目に運営予算案について書かせていただいております。３つ目が調査・研究案について、協議内容について書いてございます。４つ目が資料収集管理案についてということで、５つ目に、志摩ふれあい教室について協議内容を書かせていただいております。この最後のところなんですけども、主な協議内容を取りまとめて書いてございます。ちょっと読ませていただきます。運営委員会のあり方について、どのような立場でセンターの運営にかかわっていくのかを詳しく考える必要がある。調査・研究の中のプログラミング学習について、新しい学習がどんどんと導入されてくる学校現場が学校現場が混乱するような取り組みになってはならない。  どのような目的で何をしていくかということを第１に考えて、教材等を準備していかなければならない。学校で行うことができるものには限りがある。カリキュラムマネジメントをしっかりと行い、削減できるものは削減する、系統性を持たせて行うなどの工夫が必要である。それから資料収集管理についてですけども、収集しても活用がないといった事態も想定できる。学校が困ったときにどこから取り寄せるといったような収集方法をセンターがつかんでいることも大切である。ふれあい教室についてですけど、ふれあい教室の子どもの送迎について、送迎バスを運行するに当たっては、実際の運用と異なったさまざまな課題が出てくることが予想される。状況を見ながらその都度、運用のあり方について検討していかなければならないだろう。それから協業化される中で、職員配置など当初の計画と変わってきた部分がありましたので、センター設立に向けて最新の資料を作成する必要があるといったところで、こういった内容で協議されましたので、この１枚にまとめて報告したいと考えております。以上です。  それでは、これについてはよろしいでしょうか。質問はありませんか。  この前の第３回のセンター準備会での設立に向けてのお話をまとめていただきました。それでは最後に調整監から。  その前に、臨時会について。もう１点だけ。その他です。  どうぞ。  本日の資料で１枚、表に用意させていただいたんですけども、７月定例会で話題に挙がりました不審者侵入対策について、市内１３校の状況調査を行いました。そのアンケートの集計結果を載せさせてもらったものです。  設問は大きく６つ。１番は不審者侵入対応マニュアルがあるかどうか。全部がはいと答えました。それを細かく、侵入を防ぐ手だてと、侵入したときの対応、どちらも明記されているかという中で、侵入を防ぐということについて書かれていないところが１件ありました。それから２番ですけども、マニュアルの点検・見直しを過去５年以内にしたかどうか。いいえが１個ありましたけども、これは東海小で新設校ですので、今年度初めてつくったということですので、全部が見直しはしていると。それから３番です。過去５年以内に、実際に不審者侵入を想定した対応訓練を実施したことがあるかどうか。これは、はいと答えたところがゼロでした。  私の知っている限りでは、六、七年前に鵜方小で実施されたというのは聞いたことがありますけども、過去この５年以内ではゼロという結果になりました。４番はその内容を書いてくださいということですので、当然ありませんでした。５番ですけども、実際に不審者が侵入した場合、予想される問題または不安な点等を思いつく範囲で書いてくださいということで、各学校は非常に誠実にいっぱい書いてもらったんですけども、それを主なものとか、こちらが重要だと思うものを幾つか挙げさせていただきました。  まず、やっぱり侵入を防ぎきれないという意見がたくさんありました。実際に学校は、やはりいろんな方が、社会・地域に開かれた学校ということで、出入りできる場所が何カ所もあるとか、敷地が広くて入り組んでいるとか、各学校それぞれに校舎も敷地も違いますので様子は違うんですが、やはり防ぎきるというのは無理やなと、でききれないというたくさんの声がありました。それから侵入したときに、その把握ができない。これは７月の定例会でも、職員室が２階にあるということが話題になりましたけども、それだけではなくて死角となる場所が多いであるとか、防犯カメラがない、インターホンが整備されてない等々で、侵入したときに即座に把握することが難しいという問題例も出されました。それから実際に侵入したときの対応に対する不安とか限界みたいなものも数多く出されました。実際に、本当に不審者が強い攻撃とか殺意で来たときに、本当に防ぎきれるのか。それから不審者に対応すると同時に子どもを避難させるというのが、本当に同時にしっかりできるのか等々、本当にマニュアルにはあるけども、そのマニュアルどおりにしっかりできるかどうかということに対する不安もいただきました。  裏面へ行きます。それでどんなものが必要かということで、学校だけじゃなくて警察等とも連携して対応を検討する必要がある。それからいろんな研修や訓練がやっぱり必要だろう。それから全ての場合を想定してマニュアル化するのは無理だと。やっぱり大前提として子どもの命を守るを基本にして、臨機応変な対応が必要である。そうするとかなり職員も訓練されていかないと、これは無理だと思うんです。それから大きな６番、最後の設問ですけども、その対応以前の侵入を防ぐために有効であると思われる方法として、予算が要るものも含めて書いてくださいということで、最も多かったのは防犯カメラの設置でした。これは実際に侵入を発見するということだけではなくて、抑止力、カメラがついておるということで、それだけで抑止力になるんちゃうかということもありました。それから警備員の配置、フェンス等の設置、それから施錠の徹底、インターホンの整備等が挙げられました。一番下のところに、その総括というかまとめをさせてもらったんですけども、実際に有効であるというもの、フェンスとか施錠の装置とか、そういったものを全部やっておこうと思うと大規模な予算措置が必要ですので、すぐには非常にやっぱり難しいと思われます。  その中でも、例えば抑止力ということでダミーのカメラであるとか、そういったものであれば、またダミーと呼ばれるとまずいんですけども、そういうものであれば安価で、実際に学校によってはそういったものを設置しているところもあります。それから門扉とか施錠を徹底するということ、これも非常に有効であると思うんですけども、そうした場合に学校によっては、なかなか学校へ出にくい子どもがおくれて登校してくるということも、ままあるケースもございます。そういった子どもが来たときに、全部がピシャッと閉じられてるときに、ちょっと余計に行きにくくなるんじゃないかとか、おじいちゃん、おばあちゃんと高齢者がお迎えに来たとき等、門扉、もちろん体の不自由な方もそうですけども、自力で門扉を開けづらい人への配慮とか、施錠についての理解とか周知徹底がやっぱり必要になってきますということ。それから大きく不安として出ていました、実際に侵入したときに、どう対応できるのかということについては、やはり何らかの訓練であったり、研修を実施しないとわからないこともたくさんありますので、何らかの形でそういうのが必要だと思います。ただ以前にもちょっと問題となったのは、警察等に頼んで迫真の演技でやっていただいて、子どもがちょっとトラウマみたいな感じになってしまったというようなことも実際にありましたので、ただ職員の動き等を訓練、対応を練習するのであれば、子どもがいない夏休み等で実際にこんな動きをするという、職員だけの訓練等もできることは可能だと思いますので、そういったことも含めて警察とか専門機関へのアドバイスや支援も要請していく必要があると思っております。今回につきましては状況を把握ということで、この結果につきましては校長会で各校長先生にもお伝えさせていただいて、先ほど言わせていただいたようなことも説明させていただきました。以上です。  ということで、追加提案がありましたら。御意見はありませんか。池田小事件というのが、大阪でありました。その当時はそれを受けて、各学校で刺又を２本、３本と配置されました。お巡りさんを呼んで、それで防犯やら防犯研修、これを行ったことがあります。実際に刺又はこういうふうに使うわけだから、刺又がない場合には、机とか椅子をこういうふうにやって防げた。その間に子どもを逃がせるとか、そんな指導を受けたことの経験があります。そういったことも今は喉元過ぎればで、危機意識も非常に薄くなってきているかと、危機感というのはどこかで飛んでしまうと思うから、そう思ったりもするときがあります。市民集会でもちょうど不審者騒動があったときです。どうするんだと、それで元警察ＯＢの方が述べていたこともありましたが、確かに喉元過ぎれば熱さを忘れては、悪いことです。ぜひともこれは教育現場、学校現場はどんどん忙しくなってきて、やらないかんことがたくさんあるわけですが、今や地震対策、減災対策がどんどん行われてきていても、この防犯対策、とりわけ不審者対応については非常にどこかで気持ちや、意識が薄らいできていると、その辺がありそうなきがしています。その辺でちょっと意見がありましたら聞きたいと思います。どうしていけばいいのかというところで意見がありましたらお願いします。それはもうフリーで考えていただければ結構です。  過去５年以内に訓練を実施したことがないというのが全校という。これは非常に大きなことだと思っておるんですが、今教育長のほうから危機管理意識が弱くなってしまったのではないかとありました。実際に当時、刺又とか防犯スプレーとか、防犯ベルを配付して、そして警察も来て、いろんな不審者への対応というようなことも、この中でやっていたと思います。先ほど学校現場、いろんなところで非常に忙しくなっておるという部分があるんですけども、子どもの安心・安全を守るのが、非常に大事なことで、せめて１年に１回でも訓練して、危機意識をやっぱり高めていく必要があるんじゃないか。そのためにはどうしていくかということを高めていきたい。消防訓練は必ずして、消防署に報告しなくてはいけないですね。  はい。  総合訓練、それから後、消火訓練を年２回でしたか、子どもたちへの危機管理という部分については、施設設備の充実も大事なことです。意識づけという部分は、どこかで定期的にやっていかないと薄れていくだけで、忘れたころに事件が起こってくるということの繰り返しになる危惧もされます。この調査結果を踏まえて、有効な手だてを組んでいただけるとありがたいかと思いますので、また御検討ください。  防犯パトロールやっていますね。  青色パトロールをやっています。  そうですね、やっていますね。あれは週に何回ですか。  週２回です。  週２回。主に区域はどこですか。学校。  ５地区、行っていますけれども。  ５地区といっても、すべて  でもコースが決まっていますので。  コースが決まっているということで、学校もそのコースに入っている。  学校前とかは入っています。でも、もうパトロ－ルに行くころには、大概子どもらは帰っていて、いないですけど。  それで調査していただいて、集計結果がこういうふうに、全体が詳しくわかりました。これによる対策が今度は大事になってくる。どこから手をつけるかとかいう手法についてはこれから検討していただきたい。ただ私たちが言った防犯カメラのようなものもつけないと、どうも防ぎようがないところもあると思います。その辺も検討しながら、これからのやり方についても考えていただいたらいいと思いますし、これ１回ではなく、何回かそういう調査をしながら、相談しながらやっていっていただいたらと思います。大変なことですけど、命にかかわる大事なことですから、ぜひやっていただきたいと思います。  私もアンケートをとっていただいたことは、各学校が意識を持つということが大事だったと思いました。本当にアンケートを各学校に聞いていただいてよかったと思っています。私も現職のときは、職員同士で、不審者がいるときの合い言葉を使って訓練をしたことがあります。アンケートを機会に、先生方の意識づけというようなのが、もっと強まればいいかと思っています。  そうですね、合言葉、いいですね。  そうですね。  保護者の立場からはどうですか。  早速アンケートをとっていただいたことにすごく感謝します。ありがとうございます。訓練を実施したことがないという部分について、また今後の対応を早速何らかの形でよろしくお願いします。  本当に開かれた学校づくりといいながらも、鍵は施錠するとか、うらはらなことをやっていかないといけないということで大変です。できることはきちんとやっていく。合い言葉、合図をする、し合うというのも１つの方法だろうし。刺又というのは、学校に置いたままになっている学校もたくさんあると思うんです。再度刺又を使ってみるとか。  昔、ありましたよね。コンビニなんかにカラーボールというんですか。  もう、見たこともない。  多分、犯人が逃げていくのに。  犯人に当てるのですか。  いや、犯人に当ててはいけないので。  当てなくてはいけないのですか。  はい。行く先に落として、足の裏にその色をつけさせて、靴跡でどこに逃げたかをわかるようにしないといけないという話です。  あれ、どうやって当てるのかと思っていました。  当てなくて、それは難しいので。  すっかり当てるものだと思っていたけど。  いわゆる訓練とかそういうのが大事ですよ。いざとなるとなかなか。カラーボールなんかでも、投げようと思ってもなかなか当たらないものです。  今おっしゃるとおりですが。  これも本当に大事のことですから、アンケートをとっていただいたのは、今回よかったと思います。  本当にそう思います。  返し方の部分で。どう案をね。案を書いてくれとありましたが。  そうですね。  返し方の部分で、校長会でまたできること、進めていけることを考えていきましょうか。それでは、その他協議、報告案件については終わりたいと思います。以上で本日の。  もう一件、いいですか。  一件ですか、どうぞ。  １１月２７日の予定で第３回の教育臨時会を開催したいと思っております。先ほどお話しさせてもらいました１１月２０日には定例会をさせていただいて、その後２７日に臨時会を開催したいと思います。こちらにつきましては、森委員が１１月２４日で任期満了ということになるんですけど、その後、引き続き引き受けていただけるということですので、１１月２５日以降、再任していただいて、２７日の臨時会でまた職務代理者の指名であったり、席次のことについての決定をしていただく会議を開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。もう１ついいですか。先ほど海外留学の特別奨学生のときにお話ししました当日資料の名簿のところの部分、こちらにつきましては回収させていただきたいと思います。お手数ですが、机の上に置いておいていただければと思っております。よろしくお願いします。以上です。  もう事務局はよろしいですか。  （「はい」の声あり）  それでは終わりたいと思いますが、次回も教育定例会、１１月２０日、大丈夫ですか。午前９時から４０５、この部屋で行います。以上で、平成３０年、第１０回定例会教育委員会を閉会します。御苦労さまでした。お疲れさまでした。 |